

阿蘇中部4町村合併推進協議会会議録

会議の名称	阿蘇中部4町村合併推進協議会第4回協議会	
開催日時	平成14年10月 1日(火) 午後 1時30分開会 / 午後 2時20分閉会	
開催場所	産山村基幹集落センター 会議室	
出席者氏名	別紙1 出席者名簿のとおり	
欠席者氏名	無し	
会議事項	<p>1 議題の要旨</p> <p>別添阿蘇中部4町村合併推進協議会 第4回会議資料のとおり</p>	<p>2 議事の要旨</p> <p>別添経過書のとおり</p>
会議資料	<p>第4回会議資料</p> <p>事務事業現況調査 調査票</p> <p>席次表</p>	
会議録署名	(一の宮町)	
(2名)	(阿蘇町)	

阿蘇中部 4 町村合併推進協議会第 4 回会議経過書

項 目	発 言 者	発 言 内 容
1 開 会	岩瀬事務局長	<p>皆様、こんにちは。定刻どおりにお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から、第 4 回阿蘇中部 4 町村合併推進協議会を開催させていただきます。なお、本日の会議は、全員ご出席いただきましたので定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。それでは最初に河崎会長がご挨拶申し上げます。</p>
2 会 長 挨 拶	河崎会長	<p>皆様、こんにちは。局長からご紹介ございましたように定刻数分前に全員集合ということでございまして、この合併に対する関心度合いの深さがしみじみ分かったわけでございます。本日は、第 4 回の協議会を開催しました。全員の委員の皆様にご出席いただきまして、大変有難く感謝申し上げます次第でございます。本協議会が、9 月の 12 日に続きまして 4 回目の協議会ですが、第 3 回に提案致しました調整項目の一覧、それから合併協定項目選定が本日の主な協議の議題でございます。お手元の資料のとおりでございますが、回を追うごとに協議内容がいよいよ核心に触れるようになってまいります。そういうことで、それぞれの地域、町村の発展を総合的に判断していただきまして、より良い合併に向けての大きな飛躍、前進が進むことができますように開会に際しましてご挨拶させていただきますと思います。よろしくお願い致します。</p>
	岩瀬事務局長	<p>議事に入ります前に、事務局からお願いを申し上げます。協議会におきます事項につきましては、全て議事録を録らせていただいております。つきましては、会場内には音響設備等マイクを用意しておりますけれども、ご発言いただきます場合はマイクをお受取りになられた後、恐れ入りますが町村名とご氏名を告げていただいております。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>なお、本日の会議資料につきましては、お手元にお配りしておりますが、前回の資料或いは今後の継続資料として、この合併推進協議をしていただきます間は、関係資料としてご持参いただくことをお願いすることになります。つきましては、事務局で次回ファイルを用意いたしますので、それからはファイルに綴っていただいております。前回の資料も必ずご持参いただきますようお願いいたします。本日、前回分の資料をお持ちでない方は、少々は用意しております。</p>

	岩瀬事務局長	<p>それでは、早速会議のほうに移らせていただきますが、規約第8条2項によりまして、会長が議長となって進めさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
3 会議録署名委員の指名	河崎会長	<p>はい、それでは、会議を始めたいと思います。 まず、会議録署名委員のご指名をさせていただきたいと思いますが、一宮町の家入委員さん、阿蘇町の谷崎委員さんをお願いしたいと思います。よろしいですか。 （了承の声）</p>
4 会期の決定	河崎会長	<p>続きまして、会期の決定でございますが、お計りします。本日一日でよろしいですか。 了承の声 それでは、会期は本日1日とします。</p>
5 議 題	河崎会長	<p>それでは、早速議題に移らせていただきます。 まず、はじめに「協議第1号 調整項目一覧表について」でございますが、事務局から説明します。</p>
	大塚事務局次長	<p>それでは、協議第1号の「調整項目一覧表」について、事務局から説明させていただきます。まず、本日お配りしました資料のページ1をご覧ください。よろしければ、前回の資料も併せてご覧いただきたいと思います。</p> <p>前回の協議会でもご説明させていただきましたが、調整項目一覧表は、各町村の事務事業の現況調査を行うためにあらかじめ調査の項目を整理したものでございます。各調整項目につきましては、専門部会を通しまして現況調査を行いますけれども、S及びAの項目につきましては、合併協定項目として数十項目にまとめさせていただき、今後の本協議会においてそれぞれ協議していただくこととなります。</p> <p>前回の協議会でもお願いしましたが、調整項目一覧表の取扱いにつきまして、今回資料ページ1の「協議第1号 調整項目一覧表について」ということで提案させていただきました。まず、「調整項目一覧表の決定重要度S及びAの項目については、合併協定項目ごとに整理し、協議会で協議する。」また、「決定重要度B及びCの項目については、町村長会及び会長において調整するものとする。」という案でございます。前回もお願いしましたが、この項目についてはSまたはAにしたほうが良いのではないかとのご意見も含めまして、この提案につきましてご協議のほうをよろしくお願い致します。</p>

河崎会長	事務局から、説明報告ございましたが、重要度のS及びA 或いは、B、Cの項目についての取扱いでございますが、ご 意見、ご質問ございませんでしょうか。
阿部委員 (阿蘇町)	この合併推進協議会は、平成16年3月に向けて出発したわ けでございますが、先日新聞に報道されておりました17年の 3月まで市制に対して延長があるというようなことが出てお りましたが、どこまでが本当ですか。分かるなら、お願いし ます。
河崎会長	事務局お願いします。
大塚事務局次 長	9月26日の新聞に自民党の地方行政調査会プロジェクトチ ームの記事が載っておりました。その中で、市の人口要件に ついて合併特例法で2003年度までに3万人とするのを2004 年度まで延長するというような記事がございました。事務局 のほうで、県の東京事務所あたりを通しまして調べさせてい ただきましたけれども、この会議の後に記者発表の中で、口 頭で説明されたものを聞き取りにより記事にしたというの が新聞に載っていた状況でございます。その会議の記者発表 の時にペーパー等の資料は、今のところ何も配布をされな かったということで、本日お手元にそういった資料を提示で きなかつたわけでございます。現段階では、会議の中でこう いった話が出たという状況でしかご報告はできませんが、詳 しい情報が入りましたら委員さんの方には資料を揃えまし てお送りしたいと考えております。以上でございます。
河崎会長	よろしいですか。(了承の声) 調整項目について、何かほかにございませんか。
松村委員 (阿蘇町)	この前の調整項目の一覧表が出されておりますが、その中 でS・A関係が45項目にわたって集約されているみたいで すけれども、中身を見てもとかなり項目が多いわけです が、これは包括的に、例えば「学校教育関係の取扱い」とあ りますがこの「学校教育関係の取扱い」の中で、いわゆる学 校関係で項目がかなりあるわけですけれどもこれ全部包括 されているわけですね。そこのところを聞きたいのですが。
河崎会長	事務局お願いします。

大塚事務局次長	<p>大項目・中項目・小項目で分かれておりますけれども、学校関係の取扱いということで各調査は、このS・A項目で調査させていただきます。それで、協議会に諮りますときは、できるだけその項目をまとめさせていただきますして、個別項目をそれぞれ出すということではなくてまとめて整理して提案させていただきますと考えております。以上です。</p>
河崎会長	<p>よろしいですか。 調整項目S・A・B・Cについて、よろしいでしょうか。 (了承の声) それでは、協議第1号につきましては、原案どおり承認決定することにします。 引き続き、協議第2号「合併協定項目の選定」を議題とします。事務局、説明をお願いします。</p>
大塚事務局次長	<p>それでは次に、「合併協定項目の選定」についてご説明させていただきます。前回の協議資料の中で、ページ18の「最近の事例における合併協定書の協定項目」及び今回の資料のページ2をご覧になっていただきたいと思います。</p> <p>前回ご説明をいたしましたけれども、最近の事例では前回の資料のページ18の左端の項目につきまして、各協議会をつけた項目についてそれぞれ協議会ごとに選択をしているところがございます。この中から、阿蘇中部4町村につきましては合併協定項目として資料のページ2のとおり提案させていただきました。</p> <p>まず、番号1から5の「基本的協議項目」につきましては、合併に関する基本的協議事項としまして協議されるもので、ほとんどすべての協議会において協議を行っております。次に、資料ページ2の右側の「合併特例法に記載されている協議項目」でございます。この項目につきましては、「市町村の合併の特例に関する法律」に規定された協議事項で、その中ですべての協議会において協議を行っている項目について項目を選定しました。3番目に「その他必要な協議項目」としまして、11から45の項目を挙げさせていただいております。これにつきましては、各協議会において取扱いが若干異なっておりますが、すべての協議会において協議している事項やほとんどの協議会において協議している事項については、基本的に含めさせていただいております。また、行政区の問題や環境対策事業等、具体的には21番の「介護保険の取扱い」、23番の「行政区の取扱い」、24番の「姉妹都市の取扱い」、25番の「国際交流事業の取扱い」、29番の「人</p>

<p>大塚事務局次長</p>	<p>権教育・同和事業の取扱い」、31番の「病院・診療所の取扱い」、38番の「環境対策事業の取扱い」、この項目につきましては、各協議会で取扱いがかなり異なっております。含まれている協議会もありますし、全くタッチしていない協議会もございます。それで、事務局のほうで検討しましたが、この項目についてはやはり入れておく必要があるのではないかとこの項目については、含めさせていただいております。</p> <p>それで、先ほどお話ししました事務事業現況調査のS・Aの事項につきましては、今ご提案させていただいております合併協定項目ごとに整理をさせていただきまして、各項目協議会で具体的協議を行っていただき、最終的には前回、中球磨の例をお示ししましたが、協定項目ごとに協議会で決定しました調整案や方針を合併協定書の中に謳いこんでゆくという形になります。</p> <p>提案としましては、資料のページ1のとおり「阿蘇中部4町村合併推進協議会の合併協定項目は別紙のとおりとする。」別紙といいますのが先ほど説明しました資料ページ2でございます。ただし、今後の協議の途中でこの項目についても柱を立てて協定書を作成したほうが良いということも出てくるかと思えます。それで、提案の中にただし書きで「ただし、必要に応じて追加・修正できるものとする。」という項目を入れさせていただきました。ご協議のほうをよろしくお願い致します。</p>
<p>河崎会長</p>	<p>協議第2号ということで、「合併協定項目の選定について」事務局の説明が終わりました。これについて、ご意見ございませんでしょうか。詳細については、2ページに書いてありますが、「基本的協議項目」、「合併特例法に規定されている協議項目」、「その他必要な協議項目」ということで、3つに分類されているようでございます。それぞれ一項目一項目重要な問題だろうと思えますが、合併に向かって事務局案どおりで良いかどうか。(異議なしの声)「異議なし。」ということでございますが、よろしいですか。(了承の声)</p> <p>それでは、協議第2号の「合併協定項目の選定について」は、別紙のとおり45項目に分けて分類して検討していくということで、よろしいですか。そのように決定しました。ありがとうございました。</p> <p>次に、提案事項でございますが、この提案事項については、今回の協議会で内容を説明させていただきまして、次回の協議会で具体的協議を行っていただくというものでございます。事務局のほうから説明願います。</p>

大塚事務局次
長

それでは、提案事項についてご説明させていただきます。今、会長のほうからお話がありましたように、この提案事項につきましては、今回内容について事務局のほうから説明をさせていただきます。次回の協議会で具体的に協議を行っていただきたいと思っております。後ほど、ご質問等あればお受けしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

資料の3ページ目をお開きください。 から で、まず が「合併の方式について」、 が「合併の期日について」、 が「議員の定数及び任期の取扱いについて」、 が「中小選挙区導入の必要性について」、そして が「三役及び教育長の身分の取扱いについて」ということで、5つの項目を挙げさせていただきます。この5つの項目について、一括説明でよろしいでしょうか。 了承の声

まず、 の「合併の方式」についてです。資料のページ4をご覧ください。専門部会を通して検討しました事務事業の現況調査票を付けております。各町村の意見としましては、新設合併が良いのではないかとということで、それぞれの町村の欄に新設合併と挙げております。これは、専門部会としての意見でございます。合併による効果としまして、自治能力の向上等の意見が挙げられております。また、課題・問題点としまして、町村長や議会議員の原則失職の問題、合併特例法による取扱いの問題が挙げられております。合併の方式につきましては、資料の5ページ目で説明させていただきます。資料の5ページ目に新設合併と編入合併の比較というのが付けてありますが、新設合併というのは、いわゆる対等合併という言葉で言われるものでございます。編入合併と申しますのは、いわゆる吸収合併という言葉で言われるものでございます。新設合併を説明しますと、合併をすることによって市町村数の減少を伴い、法人格の設置につきましては、新たな法人格が生じます。合併市町村の名称及び事務所の位置については、新たに定めることとなります。また、市町村の長は、合併により消滅する関係市町村の長は失職することとなります。議会の議員につきましても、同じような形になりますが議会の議員の特例としまして、在任の特例と定数の特例というものが挙げられております。なお、これにつきましては、選挙のところで詳しくご説明させていただきます。特別職の職員につきましては、すべて失職することとなりますし、条例・規則につきましても、すべて失効し新たに制定することとなります。右側に最近の合併の状況について付けさせていただきます。最近の例を見ますと新設合併が多いようです。合併の方式については、以上です。

大塚事務局長

次に、「合併の時期について」説明させていただきます。資料の6ページ目をお開きください。これにつきましても、各町村から出ました意見をまとめておりますが、合併の時期と市制・町制といいますのが関連しますので、併せてご説明させていただきたいと思っております。専門部会としての調査結果では、4町村とも市制を目指すのであれば16年3月31日までの合併、町制を目指すのであれば17年3月31日までの合併という意見が出ております。合併による効果としましては、16年3月合併、17年3月合併いずれであっても合併特例法の適用を受けます。ただ、市制施行の場合には、福祉事務所が設置できることが挙げられております。専門部会内での課題・問題としましては、主として市制をとる場合、時間的な余裕が少ないのではないかとという問題点が挙げられました。これにつきましても、後ほど説明させていただきたいと思っております。

次の7ページ目をお開きください。市と町村の相違について付けております。資料に従いまして、説明しますと市の要件としましては、原則人口要件が5万人以上で、かつ記載されていますからまでの要件を満たす必要があります。ただし、合併特例法によって市になるべき要件の特例が今回認められております。平成16年3月31日までに合併した場合にの人口要件が3万人以上で良いということになっております。そして、からまでの条件は満たさなくて良いということでございます。平成17年3月31日までに合併した場合には、の人口要件が4万人以上になりからについて原則満たさなければならないということでございます。米印で書いておりますけれども、平成17年4月1日以降は原則どおりの要件となるため、今回阿蘇中部4町村で検討しておりますけれども、市制を目指すとすれば恐らく今回が最後の機会となるのではと思っております。

次2番の法令上の相違でございますが、これにつきましてはそれぞれ項目ごとに市の場合と町村の場合の相違点を挙げております。議員定数について、阿蘇中部4町村の場合には、人口により市になっても町でいっても26人で同じになります。議会の招集の告示期間については、7日前と3日前という違いがございます。議会事務局をおかない場合の書記長の必置制については、町村の場合書記長を置かないことができますとなっております。選挙につきましては、市の場合7日前、町の場合5日前となっております。というように、ご覧のとおりですが、組織等のところで福祉事務所の必置制とありますが、市の場合条例で設置しなければならないと

大塚事務局次
長

なっており、町村の場合設置することができるとなっております。同じく社会福祉主事につきましても、市の場合社会福祉主事の必置となっておりますが、町村の場合置くことができるとなっております。その福祉事務所の関係で、地方交付税のところで福祉事務所の設置及び生活保護等に要する経費については、普通交付税の中で算入されるとなっております。町村の場合は、設置義務が無いということで算入されないとなっております。ここが、大きな違いでございます。

3番に福祉事務所の業務の例を個々に挙げております。

4番にその他の業務の例としまして、文化財保護法の例と商店街振興組合法の例を挙げております。

5番ですが、市制施行に伴うメリットとしましては、先ほどの福祉事務所の設置等に伴います福祉分野における住民サービスの充実ということが一つ挙げられると思います。例えば、生活保護については町村の場合窓口として住民の相談を受け、県の福祉事務所に書類を提出するといった実態がありました。市になりますと、市の中に福祉事務所を設置し実情把握や相談・調査指導・措置決定を一体的に行うことによりまして、より地域に密着した措置がとれるのではと考えられ、このことにより手続きの簡素化と措置決定までの時間の短縮が図られるのではと考えております。それとその他で、想定されるものを各項目挙げておりますが、地域の存在感や「核」の向上につながるということも考えられます。また、新たな市を設置することにより、今の町や村の名称もそのままの状態で使用することが可能ではないかという話も挙げておりました。

6番に市制施行に伴うデメリットを挙げておりますが、先に専門部会の意見でもありましたが、平成16年3月31日までの市制施行をとる場合、今までの合併市町村の例に比べまして協議の時間的余裕が非常に少ないのではということが挙げておりました。また、福祉事務所の設置につきまして、将来人口の減少に伴い負担になるのではないかという懸念があるということも挙げております。

次にページ8をご覧ください。これは参考として、県内の人口規模に近い市と町村の公共施設等の比較表を付けさせていただきました。山鹿市と益城町が同じくらいの人口規模です。また、菊池市と西合志町、水俣市と植木町が同じくらいの人口規模です。この表を見ましたときに、市と町でほとんど差は無いと思われませんが、強いて言えば、社会福祉施設、スポーツ施設、集会所等、病院・診療所の各施設については若干市のほうが多いかと思われれます。以上です。

大塚事務局次
長

長くなりますが、引続き「議員の定数及び任期の取扱い」及び「中小選挙区導入の必要性」については、併せて説明させていただきます。ページ9の資料は、4町村の議員の定数及び任期の現状でございます。合併の効果としましては、議員数の減による財政効果が挙げられております。課題・問題点としましては、議員数が大幅に減ることによりまして民意が十分に反映されるのかということが挙げられております。この問題に対応するために、激減緩和措置としまして合併特例法により、後ほど説明します定数に関する特例及び在任に関する特例の特例措置が講じられております。また、選出議員が地域によって格差が出るのではないかとということで、ページ10の資料のとおり専門部会でも中小選挙区導入の必要性についても併せて検討すべきではないかという意見が出ております。この2つ併せて説明させていただきますが、まず合併特例法による議員の任期等について説明させていただきます。資料のページ11をお開きください。

ページ11の中段以降になりますが、左に合併特例を適用しない場合、真ん中に合併特例法第6条による方法これは定数に関する特例と言われているものです、また右に合併特例法第7条による方法これは在任に関する特例と言われているものですが、この3つの方法の概要を記載しております。

まず、議会の議員の身分につきましては、合併特例法を適用しない場合は合併関係町村の廃止と同時に当該町村の議員は失職します。同じく、定数に関する特例を使いましても議員は失職になりますが、在任に関する特例を使いますと合併関係町村の協議により、合併後2年を越えない範囲に限り、引続き合併町村の議員として在任することができるとなっております。

任期につきましては、合併特例法を適用しない場合は選挙を行いますので一般選挙の日から4年、同じく定数に関する特例の場合も定数は増えますが選挙を行いますので、一般選挙の日から4年、在任特例につきましては、合併後2年を越えない任期でございます。

定数につきましては、改正自治法で平成15年1月1日から適用されることとなりますけれども、阿蘇中部4町村の場合は、原則26人という定数になります。それで、定数特例を使いますとその2倍を超えない範囲内ということになりますので、52人までは1回の選挙に限り定数特例が認められることとなります。在任特例を使いますと現在いらっしゃる議員さんの人数を引継ぎますので、現在の合計議員定数54名がそのまま定数になります。

大塚事務局次
長

次に選挙期日につきましては、特例法を適用しない場合と定数特例を使う場合には、市町村設置の日から 50 日以内となっております。在任特例の場合は、そのまま引継ぎますので選挙を行わないとなります。

次の 12 ページをご覧ください。これは、今ご説明したものを項目ごとに表にしたものでございます。定数につきまして、阿蘇中部 4 町村の合併による新たな市町の人口により、人口 5 万人未満の市及び人口 2 万人以上の町村で 26 人以内となります。その下に米印で、議員数と合併の想定日に合わせた残任期間も参考までに記載しております。例えば、一の宮町であれば合併想定日を平成 16 年 3 月 31 日とすれば、残任期間が 3 年 1 月あるということになります。これが、17 年 3 月 31 日になれば、残任期間が 2 年 1 月になります。

2 番に特例法における議員の定数及び任期特例の概要について記載しておりますが、右のほうの表をご覧ください。の本則選挙の場合ですが、これにつきましては合併の時点で原則どおりの選挙を行い定数は 26 人以内ということでございます。そうすると、任期が 4 年で次の選挙も同じく一般選挙ということで 26 人以内の定数を定めて 4 年の任期で実施します。 の定数特例の場合これにつきましては、任期が 4 年でございますが設置選挙の際に定数を 52 人以内で定めるということでございます。26 人以内の倍の定数を認めるということです。ただし、任期 4 年の 1 回限りでございまして、次の任期からは 26 人以内ということになります。 の在任特例の場合ですが、今現在合併前に在任していらっしゃる議員の方はすべてそのまま継続するということでございまして、任期は 2 年以内です。4 町村の議員が全員在任ということで、54 人全員ということになります。ただ、次の選挙からは 26 人以内の通常の定数に戻るとことでございます。

3 番に最近の他の市町の取扱い例を参考までに付けさせていただきます。これを見ますと、すべての町村が在任特例を使っているようでございます。ただそれぞれに、任期の取扱いが若干異なっておるようでございます。

次に資料の 13 ページをご覧ください。これは、選挙区について説明したものです。

まず、 で指定都市以外の市町村の議会の議員の選挙は、原則としては選挙区を設けないでその区域の全部を一つの区域として選挙を行うというのが原則でございます。ただし、町村合併のため地域が広大である場合特別に選挙区を設けることができますとなっております。

大塚事務局次
長

次に で、その選挙区を設けた場合、原則として選挙区ごとの議員の定数は人口に比例して条例で定めるということになっておりますが、これにつきましても2の一番下に公選法施行令第9条の例を関係規定として書いてありますが、特例としまして市町村の配置分合または境界変更があった場合につきましては、関係区域を区域とする選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができるということが書かれております。

それで、 のただしですが、行政実例のほうでこの条例により人口に比例しないで選挙区を設けるという特例につきましては、設置選挙には適用されますが2回目からの選挙からは、選挙無効の虞があるとの行政実例があります。1回の設置選挙に限り選挙区を設けて、人口に比例せず議員定数を定めることができるが2回目以降はできないという解釈になるかと思えます。

最後になりますけれども、14ページをお開きください。の「三役及び教育長の身分の取扱い」についてご説明いたします。そこにあります現況につきましては、各町村における三役及び教育長の設置状況及び給与等につきまして記してあります。合併による効果としましては、三役及び教育長の数の減による財政効果が挙げられております。確認事項になりますけれども、資料の3ページをご覧ください。素案としての提案ですが、「市 町 長のほか、常勤の特別職として助役、収入役、教育長を置く。」ということで、三役及び教育長の設置として挙げさせていただいております。そして、「特別職の組織体制、給料、手当等につきましては、今後類似団体等を調査の上、4町村の長で調整する。」とさせていただいたらどうかということで提案をさせていただきました。

今までの提案についてもどりますが、次回の協議会におきまして事務局サイドでこういった案で提案させていただいたらどうかということで書かせていただいたのが、3ページ目の項目でございます。まず の「合併の方式」につきましては、「一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村を廃し、その区域をもって新しい市（町）を設置する新設合併（対等合併）とする。」という提案をさせていただいております。 の「合併の期日」については、「合併の期日は、平成 年 月

日とする。」としておりますが、これにつきましては、空白の状態でご提案させていただいております。次の 「議員の定数及び任期の取扱いについて」及び 「中小選挙区導入の必要性について」につきましても次回の協議会の中で協議

	大塚事務局次長	<p>をいただきたいということで、全く白紙の状態でご提案させていただきます。最後に の「三役及び教育長の身分の取扱い」については、ご説明したとおりでございます。</p> <p>説明のほうは以上のとおりですが、何かご質問があればお受けしたいと思います。よろしくお願ひ致します。</p>
	河崎会長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。
	阿部委員 阿蘇町	今説明がありましたが、12 ページはプリントミスではないですか。阿蘇中部 4 町村議員数等の表の中で、在任期間のところですが、阿蘇町は本年 11 月が選挙でございます。一の宮、産山、波野の在任期間と比較して。確認をお願いします。
	大塚事務局次長	<p>本年の 11 月に阿蘇町におかれましては、選挙があるということですが、その選挙が終わりました後に平成 16 年 3 月 31 日または 17 年 3 月 31 日ということで任期がございます。その任期が終わりましたあとに、どれだけの期間が残るのかというのが残任期間として挙げさせていただいたものでございます。産山、波野、一の宮につきましては、来年選挙になりますので、当然残任期間につきましては合併後の残任期間が長く残るということになります。月数の確認はしますが、そういう主旨でございます。</p>
6 次会開催日	河崎会長	<p>阿蘇町が早く議員選挙があるから、残任期間は短いと。</p> <p>他に何かございませんか。</p> <p>無しの声</p> <p>無い様でございますので、次に行きます。次は、次回の期日でございますが、11 月の予定としましては、11 月の 5 日だったわけですが、阿蘇町の町議会議員の選挙がありましてその選挙が終わらないと次に進めないのではという意見がございまして、先週の町村長会でいろいろと検討しました結果 11 月 19 日火曜日午後 1 時 30 分から開催、場所は波野村ということで予定をいたしておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>了承の声</p> <p>次回の第 5 回の協議会は、11 月 19 日火曜日午後 1 時 30 分から波野村で開催ということで決定します。</p>

7 閉 会	河崎会長	<p>今日の協議会に準備しましたことは、皆さん方のご協力で終了しましたが、その他ということで、何かございませんでしょうか。事務局ございませんか。委員さん方ございませんか。無い様でございますので、本日の会議議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
	岩瀬事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、以上を持ちまして第4回阿蘇中部4町村合併推進協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>